

【事業所の概要】

障害のある方が日々の生活の中で安心して楽しく暮らし、社会参加をするために必要なサービスを提供いたします。

【対象になる方】

(主として) 知的障害者

【事業内容】

〈移動支援〉

- ・単独で外出をすることが困難な障害者や障害児の方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動の支援を行うサービスです。

《外出の種類》

『社会生活上必要不可欠な外出』

- ・通所施設など社会福祉施設への送迎（小規模作業所などへの通所を含む。）
- ・医療機関への通院（原則、中学生以上） ・食料品など日用品の買物（障害者のみ）
- ・理美容院の利用

『その他の外出』

余暇活動などの社会参加を目的とする外出 等

〈居宅介護〉

- ・在宅の障害者の方が、ご自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の援助を受けるサービスです。

《対象》

- ・障害支援区分が区分 1 以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である方
- ・通院等介助（身体介護を伴う場合）が必要な場合は、次のいずれにも該当する必要があります。
 - (1) 障害支援区分が区分 2 以上
 - (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている
 - 「歩行」 「全面的な支援が必要」
 - 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - 「排尿」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - 「排便」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

〈重度訪問介護〉

- ・重度の障害者の方に、介護や家事、外出時の移動支援等を総合的に行うサービスです。

《対象》

- ・重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方
- ・障害支援区分が区分 4 以上であって、次の（１）、（２）のいずれかに該当する方
 - (1) 次の（一）および（二）のいずれにも該当する
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている
 - (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である。

〈行動援護〉

- ・行動上著しい困難のある知的障害者の方を援助するためのサービスです。

《対象》

- ・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を有する方で、障害支援区分が区分 3 以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が 10 点以上（児童にあってはこれに相当する支援の度合）である方